

【附表 2】

環境マネジメントシステムに関する自己診断のガイドライン

No.	項目	自己診断のガイドライン (回答に yes を記入できるレベル)
1	環境方針	<p>会社のトップの環境保全に関する思いを記した文書があり、それが従業員に伝えられていること。</p> <p>朝礼などで従業員に話していることでも良いが、その内容を文書に記して、職場に掲示している、あるいは社内イントラネットを通じて従業員が見れるようになっていること。</p> <p>さらに、会社のホームページに掲載している場合も良い。</p> <p>また、仕入先との打合せ時に環境方針を伝えたり、ホームページなどで仕入先にも展開していること。</p>
2	体制	<p>環境保全活動を推進するために、だれが、何を実施するか、その推進責任者が誰かが決められており、その内容が組織表等で文書になっていること。</p> <p>なお、ひとりで複数の取組みを実施する場合も良い。</p> <p>また、ひとりで複数の推進責任者を受け持っても良い。</p>
3	計画	<p>環境保全の何に取り組むかが決められており、その目標を設定し、目標を達成するための日程計画を策定していること。</p>
4	運用管理	<p>策定した計画に基づき活動を推進し、進捗の確認を実施していること。</p> <p>また、計画に対して進捗が遅れている場合は、遅れの原因を分析して、遅れを挽回するための施策を講じたり、必要な場合は計画の見直しを行っていること。</p>
5	教育	<p>環境保全活動を推進するために必要な情報を従業員に展開していること。</p> <p>また、新入社員への研修、昇格者への研修、さらに朝礼等の場を利用して、必要な知識などを教育していること。</p>
6	緊急事態への準備、対応	<p>火災や地震等での設備破損による油漏れ・水漏れ、その他の環境事故を想定し、それが起こった場合の対応手順を定めていること。</p> <p>なお、その手順に従い訓練を実施していることが望ましい。</p>
7	経営層による見直し	<p>環境保全活動に関する計画の進捗状況の報告やその成果について経営層に報告し、経営層から改善指示を受け、その結果を今後の計画に反映していること。</p>